

大阪教育合同労組との協議状況

通算第3号 令和7年7月23日
教育委員会事務局管理部職員課

一夏期一時金及びA L Tの労働条件に関する団交申入書について一

◎ 日時・場所

令和7年6月26日(木) 午後6時00分から午後7時30分まで
教育・障害福祉センター 教育委員会室

◎ 今回の交渉の主な目的

6月9日に「夏期一時金及びA L Tの労働条件に関する団交申入書」が組合から提出されたことを受け、協議の場を持った。

◎ 組合への回答

(回答メモ) 年末一時金及びA L Tの労働条件に対する回答 別紙1

◎ 具体的な交渉内容

協議の要旨

要求書に対する回答を示した上で、具体的な協議を行った。

大阪教育合同労組の主張	当局の回答
<u>期末・勤勉手当について</u> 賃金及び勤勉手当について、遡っての支給を要求しているが、尼崎市の考え方は。	現行の報酬、期末手当及び勤勉手当の金額については、今までの労使交渉の結果であると考えている。また、毎年度4月1日に任用書を交付しており、その内容に納得し、署名をしたうえで業務にあたっていると認識しているため、遡っての改定は考えていない。ただし、公平委員会の判定書のとおり、今後の報酬体系や期末手当、勤勉手当についてはこれまで以上に協議していきたい。
過ぎてしまった年度の分については支給できないということか。	年度が終わったから支給できないわけではなく、これまでの労使交渉の結果、期末手当及び勤勉手当の額が決定してきているという状況であり、遡って支給するとなると今までの交渉の結果を不意にしてしまう

	こととなるためである。
判定書には、2023年について報酬を引き上げるべきであることや常勤職員は2016年に給料が元に戻っていることが記載されている。	給与決定の諸原則に基づいて改善できる部分については改善していきたいと考えている。組合とも協議をしていきたいと考えている。
2023年の賃金や2024年の勤勉手当について措置要求を行った。この要求に対し、公平委員会は一部を認めるという判定に至ったのである。この判定書が出たことによって、賃金や勤勉手当が改善されるのは当たり前だと考えている。	判定書を受け取る際、主文には一部認容すると記載されているが、公平委員会からはその具体的な内容については労使間でよく話し合うようにという説明を受けている。また、会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の報酬月額については、常勤職員における行政職給料表の1級を適用し体系化されており、本来であれば行政事務員はこの給料表に準拠するところである。しかし、ALTは過去の経緯からその給料表には当てはめずに固定給としているものの、行政事務員の給料表の最高額と比較してもALTの報酬月額の方が1.5～2倍近く高くなっているという状況がある。そのような状況の中、報酬改定や期末勤勉手当の支給月数を常勤職員と同等にすると、他の会計年度任用職員との均衡が更に図られなくなる。
尼崎市の主張は公平委員会の判定書を無視したもので、従来通りの見解を繰り返しているだけである。尼崎市は何も提案を出さないために議論が進まず、時間だけがとられている。まず提案を出せばいいのではないか。	当局としても、期末手当及び勤勉手当を常勤職員と同等の支給月数にしていきたいと考えているため、今後速やかに協議を行い、給与体系を確立したいと考えている。 また、提案をするには公平委員会の判定書が出るまではできないと考えていた。時間をいただいたうえで速やかに提案したいと考えている。
遑って支給することは、要求書の核になる部分だと考えている。時間をかけて検討した際には、2023年度の賃金や2024年度の勤勉手当を支給する可能性もあるということはあるか。	この場で遑って支給すると回答はできないが、十分な検討もできていないという実態があるため、時間をいただき検討したい。 また、チームのような形で協議する場を設け、改めて提案したいと考えている。

以上
(職員担当)

夏期一時金及びALTの労働条件に対する回答（メモ）

R7.6.26

2025年6月9日付け申入書で貴団体から要求のあった事項について、次のとおり回答する。

1. 2025年5月29日付け尼崎市公平委員会判定書を踏まえて、以下のとおりALTの賃金および夏期一時金を支給すること。
 - ①ALTの賃金を2023年度に遡って引き上ること。
 - ②ALTの実質的な勤勉手当を2024年度に遡って支給すること。

（回答）

現行どおりとする。

2. ALTの2025年度夏期一時金は、常勤職員の支給率・支給割合と同等の率・割合で支給すること。

（回答）

令和7年6月1日に在籍する者に、期末手当として146,000円、勤勉手当として125,000円、合計271,000円を支給する。

3. ALTの派遣事業を廃止し、直接雇用すること。

（回答）

現行どおりとする。

以 上